

## 品川区保育力強化事業補助金交付要綱

制定 平成27年12月9日 区長決定 要綱第509号  
改正 平成31年3月27日 区長決定 要綱第58号  
改正 令和3年8月6日 部長決定 要綱第274号

### (目的)

第1条 品川区保育力強化事業（以下「強化事業」という。）は、品川区の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、事業者がその取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。

### (補助対象施設・事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる施設・事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者（以下「設置者」という。）が設置する、品川区内に所在する、次の（1）から（3）に該当する施設又は事業とする。

#### (1) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所（地方裁量型認定こども園）は除く。

#### (2) 家庭的保育事業（都制度）

家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日付22福保子保第437号）別表2の1（1）、（2）又は（6）の規定に基づき実施する家庭的保育事業

#### (3) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の2（2）ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業。ただし中核市に所在する事業は除く。

2 次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第2(1)

- から（3）までに規定する補助対象施設・事業の設置者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの

(対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、補助対象施設・事業所の運営費とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の1から3までに掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。なお、年度の途中に開設した施設・事業については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中に廃止した施設・事業については廃止した日までに実施した事業により算定する。

1 特別保育事業等推進加算

別表1に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額

2 第三者評価受審費加算

別表2に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

3 認証保育所独自の取組加算

別表3に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに品川区保育力強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、品川区長（以下「区長」という。）に対し、補助金の申請をしなければならない。

(交付の決定等)

第6条 区長は、第5条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付の可否を決定し、品川区保育力強化事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第7条 第6条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、区長に対し、速やかに、品川区保育力強化事業補助金請求書（第3号様式）により、補助金の支払いを請求するものとする。

### (補助金の交付)

第8条 区長は、第7条の規定による請求があったときは、関係書類を審査したうえ、当該請求に係る補助金を請求者に対し支払うものとする。

### (交付の条件)

第9条 この補助金は、次の条件を付して交付する。

#### 1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付の決定後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

#### 2 承認事項

設置者は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 事故報告等

設置者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 4 状況報告

設置者は、区長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により報告しなければならない。

#### 5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

- (1) 区長は、設置者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、設置者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 設置者が(1)の命令に違反したときは、区長は、設置者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

## 6 実績報告書の提出

設置者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別に定める期日までに品川区保育力強化事業補助金実績報告書（第4号様式）を提出しなければならない。2の(2)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

## 7 補助金の額の確定等

区長は、6の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区保育力強化事業補助金確定通知書（第5号様式）により設置者に通知するものとする。

## 8 是正のための措置

区長は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、設置者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

## 9 決定の取消し

- (1) 区長は、設置者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。この場合において、区長は、品川区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、該当設置者に通知するものとする。
  - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
  - エ 補助金の交付決定を受けた者が第2の2に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

## 10 補助金の返還

- (1) 区長は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 区長は、7の規定により設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

## 11 違約加算金及び延滞金

- (1) 設置者は、9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 設置者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 12 違約加算金の計算

- (1) 区長は、10により補助金の交付の決定の全部又は一部補助金が2回以上に分けて交付されている場合における11の(1)の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- (2) 11の(1)の規定により、設置者が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 13 延滞金の計算

11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

## 14 他の補助金等の一時停止等

区長は、設置者に対し、補助金の返還を命じ、設置者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、設置者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

## 15 補助対象施設・事業の運営上の留意事項

この補助金の交付を受ける設置者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

## 16 財務情報等の公表

この補助金の交付を受ける設置者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領（平成27年9月24日付27福保子保第691号決定）に定めるところにより、事業実施年度の補助対象施設・事業の運営に係る財務情報等を作成し、区

長に提出するとともに、利用者及び当該補助対象施設・事業所の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。なお、財務情報の作成、公表をしない場合は、9の規定による。

## 17 施設・事業所に備える書類等

この補助金の交付を受ける設置者は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類（別表4に掲げる保管様式を含む。）を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

## 18 消費税仕入控除税額の報告

- (1) 設置者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区保育力強化事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。
- (2) 区長は、(1)の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- (3) 区長は、設置者が(1)の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（準用）

第10条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定める用語の定義は別紙に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別紙

用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 「零歳児」とは、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号）の第4の1又は2に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 3 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 4 「障害児保育（特児対象）」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 5 「障害児保育（その他）」のうち「身体」とは、4に定める児童以外で、区市町村長がおおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害級別5級又は4級程度（聴覚障害については6級又は4級程度）に相当すると認める程度の障害を有する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 6 障害児保育（その他）のうち「知的」とは、4に定める児童以外で、次のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
  - (1) 区市町村がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童
  - (2) 保護者の同意が得られないために6(1)に該当しない児童のうち、知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と嘱託医等が認めた児童で、6(1)に定める児童に相当すると区市町村が判断した児童

- 7 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。
- 8 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所が関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- 9 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事等に特別な対応を要する児童のことをいう。
- 10 「育児講座、育児相談」とは、当該認証保育所の利用者を除く地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育児に関する知識を広める講座又は育児相談を行う取組をいう。
- 11 「健康増進支援」とは、当該認証保育所の利用者を除く地域の子育て家庭を対象に、嘱託医等と連携して実施する健康相談を行う取組をいう。
- 12 「職員研修、外部研修」とは、年間を通して、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）7で規定する基準職員を構成する職員の6割以上が受講する外部講師による保育・保育人材の育成等に関する園内研修会等又は当該認証保育所の保育従事職員が2名以上（実人数）受講する保育・保育人材の育成等に関する東京都や区市町村等が主催する外部研修をいう。

別表1 特別保育事業等推進加算

加算項目		加算項目の対象	算定基準				補助対象施設・事業
			対象児童数	利用者一人当たり	単価(円)	算定方法	
1	零歳児保育	零歳児保育を実施している事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳 児在籍数	家庭的保育事業(都制度)、定期 利用保育事業
2	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業実施施設・事業(体調不良児対応型を除く。)	延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用 児童数	認証保育所
3	一時預かり事業・定期利用保育 事業(4時間未満)	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用 児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都 制度)
4	一時預かり事業・定期利用保育 事業(4時間以上)	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用 児童数	
5	障害児保育(特児対象)	障害児保育実施施設・事業(特別 児童扶養手当支給対象児を受入 れ)	毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象 児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都 制度)、定期利用保育事業
6	障害児保育 (その他)	知的	障害児保育実施施設・事業(その 他の障害児のうち、知的障害児を 受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象 児童数
7		身体	障害児保育実施施設・事業(その 他の障害児のうち、身体障害児を 受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象 児童数
8	アレルギー児対応	アレルギー児対応として、医師の 指示書に基づき、個別に除去食・ 代替食を実施している施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象 児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都 制度)、定期利用保育事業
9	育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、 関係機関と連携して当該家庭を支 援する施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象 児童数	家庭的保育事業(都制度)、定期 利用保育事業
10	外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児 童を受け入れ、当該家庭の言語・ 習慣・食事等に特別な対応を行う 施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象 児童数	認証保育所、家庭的保育事業(都 制度)、定期利用保育事業

別表2 第三者評価受審費加算

加算項目	加算項目の対象	算定基準	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	補助対象期間において、福祉サービス第三者評 価「[東京都における福祉サービス第三者評価 (指針)]」の改正について(通知)(平成24年9月7 日付24福保指第638号)」の受審及び結果の 公表を行う施設	福祉サービス第三者評価の受審及び 結果の公表を行う施設が、評価機関に対 して支払った額を補助額とする。ただし 60万円を上限とする。	認証保育所

別表3 認証保育所独自の取組加算

加算項目	加算項目の対象	算定基準	補助対象施設・事業
認証保育所 独自の取組	育児講座、育児相談	地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育 児に関する知識を広める講座又は育児相談を行 う施設(1回あたりの参加者は3組以上いること)	年3回以上実施した場合、施設当たり10 万円
	健康増進支援	地域の子育て家庭を対象に、嘱託医等と連携し て実施する健康相談を行う施設(1回あたりの参 加者は3組以上いること、1回以上は園の嘱託医 と連携し実施していること)	年6回以上実施した場合、施設当たり20 万円
	職員研修、外部研修	外部講師等による園内研修会や、外部研修への 職員参加支援を行う施設	年2回以上実施した場合、施設当たり10 万円

別表4

## 施設に備える書類一覧

加算項目等		保管様式	保管様式に添付する書類
<b>別表1 特別保育事業等推進加算</b>			
1	零歳児保育	在籍児童名簿 (各月別)	
2	病児・病後児保育事業	保管様式1	日々の利用児童名簿
3、4	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式2	日々の記録(誰が何時から何時まで利用したかがわかるもの)
5～7	障害児保育	保管様式3	障害の程度や日常生活レベルなどを記載した手帳・医師の診断書等の写し
8	アレルギー児対応	保管様式4	該当する児童ごとに、医師の診断書(指示書)の写し及び 除去・代替食メニューの記録 ※解除の際は保護者の解除申請書の写し
9	育児困難家庭への支援	連携記録	関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録
10	外国人児童受入れ	保管様式5	該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの
<b>別表2 第三者評価受審費加算</b>		評価機関との契約書・領収書 第三者評価受審結果報告書一式	

別表3 認証保育所独自の取組み

育児講座、育児相談	保管様式6	ホームページを印刷したものや、案内パンフレットなど、参加者募集案内が分かる書類など実施状況が把握できるもの
健康増進支援	保管様式7	ホームページを印刷したものや、案内パンフレットなど、参加者募集案内が分かる書類及び嘱託医等との契約書の写しなど実施状況が把握できるもの
職員研修	保管様式8	開催通知など研修の概要が分かる書類、外部講師招聘の事実が分かる書類(契約書、領収書等)、募集案内や受講決定に係る通知など実施状況が把握できるもの

各加算項目の要件を満たすことがわかる書類を施設に備えるように記載してください。

保管様式1

病兒・病後児保育事業

年度

## 保管様式2 一時預かり事業・定期利用保育事業

年度

保管様式3-①

## 障害児保育<特別児童扶養手当対象児童>

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。<例>6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜特児＞ 特別児童扶養手当対象児童（身体の場合：障害級別1級から3級程度、知的の場合：愛の手帳判定基準1度（最重度）から3度（中度）程度）

保管様式3-②

## 障害児保育<その他(知的)>

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。<例>6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他（知的）＞ 特別児童扶養手当対象児童以外で、愛の手帳判定基準4度（軽度）又は3度（中度）程度に該当すると診断され、日常集団保育を実施するに当たり特に配慮が必要な児童

### 保管様式3-③ 障害児保育<その他(身体)>

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。<例>6月10日に認定を受ける。⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他(身体)＞ 特別児童扶養手当対象児童以外で、障害級別4級又は5級程度に該当すると区市町村が認めた児童

保管様式4

アレルギー児対応

年度

各月初日のアレルギー対応児について該当欄に○を記入する。

注①: 医師の診断に基づき、除去食等の対応をとった児童について記入すること。

(該当児童の医師の診断書、指示書又は生活管理指導票及び除去メニューを各施設において保管すること。)

注②:アレルギーの診断を受けた日が月途中の場合は、翌月から加算対象となる。

＜例＞6月10日に診断を受ける。⇒ 7月から加算対象となる。 6月1日に診断を受ける。⇒ 6月から加算対象となる。

注③: 診断を受けた日と医師の診断書、指示書又は生活管理指導票に記載されている除去開始日が異なる場合は、「診断を受けた年月日」に除去開始日を記入すること。

## 保管様式5 外国人児童の受け入れ

年度

各月初日に在籍し、次の①又は②の条件に該当する外国人児童を対象とする。

- ①児童の言語・食事・宗教に特別な対応が必要 ②保護者の言語に特別な対応が必要

※外国人児童というだけでは対象とならない。

	実施日	講座のタイトル	講師氏名、所属	参加者募集方法	参加者名簿 ※認証保育所利用者以外の方				参加者計
1									
2	実施日	講座のタイトル	講師氏名、所属	参加者募集方法	参加者名簿 ※認証保育所利用者以外の方				参加者計
3									
	実施日	講座のタイトル	講師氏名、所属	参加者募集方法	参加者名簿 ※認証保育所利用者以外の方				参加者計

	実施日	実施時間	相談対応者			利用呼びかけの方法	相談者 数
			所属	氏名	職員・外部専門家		
1					職員・外部専門家		
2					職員・外部専門家		
3					職員・外部専門家		
4					職員・外部専門家		
5					職員・外部専門家		
6					職員・外部専門家		
7					職員・外部専門家		
8					職員・外部専門家		
9					職員・外部専門家		
10					職員・外部専門家		
11					職員・外部専門家		
12					職員・外部専門家		

保管様式7

認証保育所独自の取組み:健康増進支援

年度

	実施日	実施時間	相談対応者			利用呼びかけの方法	相談者数
			医療機関名	医師名	嘱託医又はその他		
1					嘱託医・その他		
2					嘱託医・その他		
3					嘱託医・その他		

実施年月日	研修名	内容	受講者名簿			
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕

実施年月日	研修名	内容	受講者名簿			
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕

実施年月日	研修名	内容	受講者名簿			
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕
			〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕	〔常勤・その他〕 〔有資格・無資格〕

基準職員を構成する職員数 注	うち6割
	人

注 非常勤職員を含めた、基準職員を構成する職員全員の人数をご記載。月によって異なる場合は、当該年度の最大人数を記載。

保管様式8-2

#### 認証保育所独自の取組み：外部研修

年度

第1号様式

年　月　日

品川区長あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

(所在地 )

代表者名

**年度品川区保育力強化事業補助金交付申請書**

標記の件について、 年度品川区保育力強化事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度品川区保育力強化事業補助金 事業計画書（別紙2）

施設・事業所名
担当者名
連絡先（電話）
メールアドレス

別紙1 (認証保育所)

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位:円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 第三者評価受審費加算 (B)	3 認証保育所独自の取組加算 (C)	計 (D=A+B+C)	

別紙1 (家庭的保育事業(都制度) )

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位:円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 第三者評価受審費加算 (B)	3 認証保育所独自の取組加算 (C)	計 (D=A)	

別紙1 (定期利用保育事業)

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位:円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 第三者評価受審費加算 (B)	3 認証保育所独自の取組加算 (C)	計 (D=A)	

## 年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

## 施設・事業所名

## 1 特別保育事業等推進加算

加算項目	1 零歳児保育	2 病児・病後児保育事業	3 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	4 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	5 障害児保育（その他）	6	7	8 アレルギー児対応	9 育児困難家庭への支援	10 外国人児童受入れ	計
						知的	身体				
児童数（人）	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
	1月										
	2月										
	3月										
計											
単価(円)	4,770	6,800	1,460	2,920	45,000	38,000	31,000	22,000	30,000	9,000	
合計(円)											

## 2 第三者評価受審費加算

(単位：円)

項目	実施予定期	上限額(円)	支出予定期額	選定額(B)
第三者評価受審費	月	600,000		

## 3 認証保育所独自の取組加算

加算項目	基準	実施予定期回数(回)	金額(円)	合計額(C)(円)
認証保育所独自の取組み	育児講座、育児相談	年3回以上	0	
	健康増進支援	年6回以上	0	
	職員研修、外部研修	年2回以上	0	

## 年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

## 1 特別保育事業等推進加算

### 別紙1の付表(定期利用保育事業)

## 年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

## 年度品川区保育力強化事業補助金 事業計画書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設・事業種別		
4	施設・事業所名		
	施設・事業所所在地	〒 一	
5	定員数(人)		
6	施設・事業所の運営方針		

第2号様式

第 号  
年 月 日

設置者名 様

(施設・事業所名 )

品川区長 印

## 品川区保育力強化事業補助金交付決定通知書

品川区保育力強化事業補助金交付要綱第6条に基づき、 年度保育力  
強化事業補助金の交付を下記のとおり決定します。

記

交付決定金額 円

内訳

印

第3号様式

年　月　日

品川区長 あて

## 品川区保育力強化事業補助金 請求書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

年度品川区保育力強化事業補助について、上記金額を請求します。

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名  
(所在地)

代表者氏名 印

第4号様式

年　月　日

品川区長 あて

設置者住所

設置者名 (法人名)

施設・事業所名

(所在地 )

代表者名

**年度品川区保育力強化事業補助金実績報告書**

年　月　日付第　号により交付決定を受けた　　年度品川区保育力強化事  
業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書 (別紙 1)

3 年度品川区保育力強化事業補助金 事業実績報告書 (別紙 2)

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先 (電話)	
メールアドレス	

別紙1 (認証保育所)

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位:円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 第三者評価受審費加算 (B)	3 認証保育所独自の取組加算 (C)	計 $(D = A + B + C)$	

(単位:円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

別紙1 (家庭的保育事業 (都制度) )

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位 : 円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 第三者評価受審費加算 (B)	3 認証保育所独自の取組加算 (C)	計 (D = A)	

(単位 : 円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G = E と F を比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I = G - H)

別紙1 (定期利用保育事業)

年度品川区保育力強化事業補助金 所要額精算書

施設・事業所名

(単位:円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E=D) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等推進加算 (A)	2 第三者評価受審費加算 (B)	3 認証保育所独自の取組加算 (C)	計 (D=A)	

(単位:円)

交付決定済額 (F)	確定額 (G=EとFを比較して 少ない方の額)	受入済額 (H)	差引過不足額 (I=G-H)

## 年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳 (特別保育事業等推進加算)

## 施設・事業所名

## 1 特別保育事業等推進加算

加算 項目	1 零歳児保育	2 病児・病後児 保育事業	3 一時預かり事 業・定期利用 保育事業（4 時間未満）	4 一時預かり事 業・定期利用 保育事業（4 時間以上）	5 障害児保育 (特児対象)	障害児保育（その他）		8 アレルギー児 対応	9 育児困難家庭 への支援	10 外国人児童受 入れ	計
						知的	身体				
児童数 (人)	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
	1月										
	2月										
	3月										
	計										
単価(円)		4,770	6,800	1,460	2,920	45,000	38,000	31,000	22,000	30,000	9,000
合計(円)											

## 2 第三者評価受審費加算

項目	実施月	上限額(円)	支出額	選定額(B)	(単位:円)
第三者評価受審費	月	600,000			

## 3 認証保育所独自の取組加算

加算項目	基準	実施回数等(回)	金額(円)	合計額(C)(円)
認証保育所独 自の取組み	育児講座、育児相談	年3回以上	0	
	健康増進支援	年6回以上	0	
	職員研修、外部研修	年2回以上	0	

## 年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳 (特別保育事業等推進加算)

## 1 特別保育事業等推進加算

## 年度品川区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

## 1 特別保育事業等推進加算

## 年度品川区保育力強化事業補助金 事業実績報告書

1	設置主体		
2	経営主体		
3	施設・事業種別		
4	施設・事業所名		
	施設・事業所所在地	〒 一	
5	定員数(人)		
6	補助事業の成果		

第5号様式

第 年 月 号  
年 月 日

設置者名 様  
(施設・事業所名 )

品川区長 印

年度 品川区保育力強化事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号において交付決定を行った、 年度品川区保育力強化事業補助金については、事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

補助金の交付決定額	円
補助金の額の確定額	円
返還すべき補助金の額	円

第6号様式

第 号  
年 月 日

設置者名 様  
(施設・事業所名 )

品川区長 印

**品川区保育力強化事業補助金交付決定取消通知書**

年 月 日付第 号により通知しました、品川区保育力強化事業補助金の交付決定について、下記の理由で取消しましたので通知します。

記

取消し理由

第7号様式

年　月　日

品川区長　あて

設置者住所

設置者名（法人名）

施設・事業所名

（所在地

）

代表者氏名

### 品川区保育力強化事業補助金消費税仕入控除税額報告書

年　月　日付 第　号により交付決定を受けた品川区保育力強化事業補助金のうち、品川区保育力強化事業補助金交付要綱第9条の17の(1)の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を下記のとおり報告します。

#### 記

1. 確定申告年月日

2. 決算期間

3. 消費税および地方消費税の申告の有無

4. 仕入控除税額の計算方法

5. 消費税および地方消費税

の仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

※積算根拠となる資料を添付してください。